# ＪＲ東海労ニュース

№１８２４
２０１３年４月５日
ＪＲ東海労働組合


# 『東京新聞』が駅社員自殺問題を掲載！始業前出勤をめぐってJR東海を指摘！

本日の『東京新聞』は、駅に勤務する若い社員の自殺問題を取り上げました。会社から「出勤遅延未遂」なるものを一方的に決めつけられ、パワハラを受けたことが、彼を死に追い込んだ原因であるとして、その事実経過が記載されています。その上で、今回のケースの場合、１時間前出勤について「指揮命令下」である以上、労働時間として扱われなければならないと指摘しています。

本部は、２月21日「関西支社社員の死亡に関する申し入れ」（『申第34号』）を提出しましたが、３月８日会社から「付議事項ではない」という理由で労使協議を拒否されました。その時会社は「強要はしていない。慫慂することはある」と事実を隠蔽したのです。さらに、今春闘の団体交渉でも、１時間出勤の強要を止めるよう強く主張してきましたが、会社は、尊い人命が失われたことに対する反省の色が全くないどころか、１時間前出勤を正当化しています。

ＪＲ東海労は、１時間前出勤の強要に断固反対し、明るい職場づくりを目指して闘います。

『東京新聞』4月5日

## 始業前出勤 強制か 心掛けか

### 「出勤遅延未遂」責められた駅員が自殺

「朝活」ブームで、早朝から一日のスタートを切る人も多い。だが、それが仕事絡みで上司の指示に基づくなら、時間外労働として扱われ、労働基準法の制約を受けるのが筋だ。始業前出勤はあくまで自主的な心掛けか、それとも事実上の強制か。はざまで苦しんだ駅員だった男性のケースを追った。（三浦耕喜）

今年一月十七日。滋賀県内の山林で、二十一歳の男性が自ら命を絶った姿で見つかった。男性はＪＲ東海に入社して二年。駅員だった男性は寮から姿を消し、家族や友人が行方を捜していたのだ。

家族が上司から聞いた説明で、経緯が浮かび上がってきた。男性は以前、始業時間に遅刻したことから、定時より一時間前に出勤するよう「奨励」されて失踪する数日前、男性は定時の二十分前に出勤した。だが上司は、一時間前に出勤しなかったことを理由に、「出勤遅延未遂」と指摘。理由を明らかにするように、プライベートを含めて、前日からの行動記録を提出するよう求めた。

その提出期限は男性の休日だったが、職場に運ぶ上で良いことに来て提出するよう約束させた。しかし、男性は期限に現れず、行方が分からなくなった。

以前に遅刻した際、男性は一週間にわたって勤務を外され、「反省」を迫られる経験をしている。失踪の前日、近所のホームセンターで男性はロープを買って帰ったことが、見つかったレシートで分かった。男性の父親（ま）は「息子の方針や手順を示し、遅刻未遂とは、遅刻していない意味のはず。なぜ自殺に追い込まれるまで責められなければならなかったか」だ。朝礼や打ち合わせなど、上司が仕事が遅ったのは明らかないじめであり、パワハラだ。事上、本人の不利益になる場合は「指揮命令下」に当てはまる。

では、始業前に有志で勉強会を開く「朝活」はどうか。その場で、コメントはしません」としている。

### 始業前出勤が時間外労働となる場合

労働時間
＝
会社の「指揮命令」の下に置かれている時間

### 上司の「奨励」の性質 焦点

### 「指揮命令下」なら労働時間

始業前に余裕を持って出勤するのは、一般的には仕事をスムーズに運ぶ上で良いことと来て労働時間に含まれる。例えば制服や作業着に着替える時間。これを争った大手造船会社の勤務をめぐる裁判では二〇〇〇年三月、着替え時間も労働時間に含まれると最高裁が判断した。

判断の基準は「労働者の行為が、使用者の指揮命令下に置かれたものと評価できるか否か」だ。朝礼や打ち合わせなど、上司が仕事の方針や手順を示し、出勤を奨励すること自体、法の精神に反している」と指摘する。

男性の自殺について、ＪＲ東海広報部は本紙の取材に対し「当社と遺族との関係なので、コメントはしません」としている。

か。会社は明らかにするべきだ」と話す。

◇

会社側が始業前出勤を労働時間と見なさない以上、始業前に出勤しないことを理由に本人の責任を問うことは本来できない。自殺した男性のケースでは、一時間前の出勤「奨励」が事実上、上司の指示に基づく強制だったのかどうか、あくまで「奨励」なら、上司が遅刻の「未遂」をただしたことが正当だったのかどうか、が問題となる。

労働法制に詳しい労働弁護団の鵜飼良昭会長は「時間厳守と言いながら、働く者の時間を守っていないのは会社側だ。大幅な定時前出勤を奨励すること自体、法の精神に反している」と指摘する。

男性の自殺について、ＪＲ東海広報部は本紙の取材に対し「当社と遺族との関係なので、コメントはしません」としている。

参加している限り、労働時間には入らない。だが、その「朝活」を上司が奨励し、昇進や給与、待遇を判断する材料となる場合は、「指揮命令下」であるとの疑いは濃くなる。